

公 示

次のとおり、見積を募集する。

令和8年3月6日

宇和島市立吉田病院
宇和島市病院事業管理者 梶原 伸介

1. 見積を募集する事項

項 目	内 容
件 名	基準寝具賃貸借契約
納 入 場 所	宇和島市吉田町北小路甲217番地 地内
期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
仕 様	別紙のとおり
見 積 方 式	希望型競争見積
対 象 範 囲	市内業者及び準市内業者
技術者・実績 その他要件	医療関連サービスマーク認定制度による寝具類洗濯業務認定業者
見積書提出期限	令和8年3月16日（月） 正午まで

2. 参加資格

宇和島市病院局又は宇和島市の競争入札参加資格による調達内容に適合した登録が対象範囲に該当していること。なお、対象範囲以外の者が提出した見積書は、参考見積の扱いとする場合がある。

3. 見積について

- (1) 見積金額は、寝具の1日当たりの単価を記入すること。
- (2) 採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積書は、所定の期限までに持参又は郵送により担当部署にて受け付ける。
- (4) 見積書は封かんの上、提出すること。
- (5) 見積書の日付は、**令和8年3月16日** とすること。

4. 採用業者の決定方法、及び通知

- (1) 予定価格の範囲内で最も低価格の見積書を採用する。
- (2) 採用予定者を決定後、当該見積者に通知する。
- (3) 予定価格は公表しない。

(4) 令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務に係る予算が成立した場合に履行される。

なお、本業務に係る予算が成立しなかった場合には契約を破棄する。この場合、本見積合わせから契約に要したすべての費用については参加者の負担とする。

5. 仕様書等の閲覧について

仕様書等の閲覧は、公示をした日から見積書提出期限日まで当院ホームページ上で行う。

6. 契約書等について

要作成のこと。

7. 支払条件

(1) 毎月末締で契約金額に定める単価に当該月の使用枚数を乗じて得た金額を本体価格とし、さらに100分の110を乗じて得た金額を月額賃借料とする。

(2) 受託者より適法な支払い請求を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

8. 担当部署

担当者 宇和島市立吉田病院 総務係

電話番号 0895-52-0611 内線 114

仕 様 書

1. 件 名

基準寝具賃貸借契約

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 納品場所

名 称 宇和島市立吉田病院
所 在 地 宇和島市吉田町北小路甲 217 番地

4. 病院で使用する寝具等の賃貸借

受注者は、別表1「基準寝具類等一覧」に掲げる仕様の寝具を病院へ継続して供給する。使用に供するために準備すべき寝具類の組数は74組とし、発注者が増減を必要とする場合には使用日の10日前までに受注者に要請し、受注者はこれに応じること。

5. 賃貸借寝具類の洗濯、補修、更生

- (1) 受注者は、別表1「基準寝具類等一覧」に従い寝具等の定期交換（洗濯、補修、更生）を適切に行い、清潔かつ衛生的なものを常に供給する。
- (2) 受注者は、定期交換とは別に血液による汚染などの事由により発注者から要請のあった場合には各種寝具等の臨時交換（洗濯、補修、更生）を行うこと。また、患者の退院時等の必要な場合はその都度交換（洗濯、補修、更生）を行うものとする。
- (3) 受注者は、汚損の程度が甚だしく、再使用に耐えないと発注者が判断したものについては、その都度新品と交換して供給することとする。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで、又は第7項に規定する感染症の病原体に汚染されているもの又はその恐れのあるものを感染性洗濯物とし適切に処理（エチレンオキサイドガス滅菌消毒以上による消毒など）を行うこと。

6. 賃貸借寝具等の搬入出

- (1) 受注者は、別表1「基準寝具類等一覧」において年1回定期交換行うものについては、発注者の指定する日時に各病棟の指定する場所に搬入するとともに、使用済寝具等を指定場所より搬出すること。なお、搬入出スケジュールの詳細については、業者決定後、別途、発注者と協議することとする。
- (2) 受注者は、上記(1)以外の頻度で定期交換行うものについては、発注者の指定する日時に指定場所まで搬入するとともに、使用済寝具等を搬出すること。なお、搬入出スケジュールの詳細については、業者決定後、別途、発注者と協議することとする。
- (3) 受注者は、臨時交換の際には発注者の指定する日時に寝具等を搬入し、使用済寝具等を搬出すること。なお、搬入搬出スケジュールの詳細については、その都度協議することとする。
- (4) 寝具等の回収及び搬入出等に使用する回収容器及び搬送用具等については、受注者が準備するものとする。

7. 賃貸借寝具等の保管

受注者は、一定期間使用しない寝具等の保管を病院から依頼された場合は、それらの寝具等の全てを保管する義務を負うものとする。

8. 継続的供給

- (1) 受注者は、予備数の補充を行うものとし、不足を生じた場合は病院の請求により、昼夜を問わず速やかに対応するものとする。
- (2) 受注者は、天災地変その他の事情により業務の遂行が出来なくなった場合においても、リネン等の供給が円滑に継続して行われるように受注者自らに代わり契約の履行をすることを保障するため、契約保証人を定める義務を負うものとする。

9. 支払い方法

- (1) 毎月末締で契約金額に定める単価に当該月延入院患者数を乗じて得た金額を本体価格とし、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を月額賃借料とする。
- (2) 定期交換及びそれ以外の汚染等による使用済みリネン等の洗濯にかかる費用は全て 1 組の賃借料に含むものとする。

10. 年度末の在庫対応

次年度の受注者が変更となった場合においても発注者の指示に従い円滑な寝具の供給を行うため、全寝具等は 3 月下旬から 4 月上旬までに交換を行うこととし、賃借料は当該契約期間とする。

11. その他

- (1) 受注者は、本業務を履行するにあたって、問題等が発生した場合は、主観的な判断で処理することなく、その都度、発注者と協議し処理するものとする。
- (2) 受注者は、寝具等の洗濯、補修等の設備、方法及び供給業務全般について、病院の監督、指示に従い、監督官庁の定める基準等に合致するよう、必要な措置を講ずる義務を負うこととする。
- (3) 受注者は、本仕様書に記載のない項目であっても、本仕様書の業務の目的に必要とされる事項については、受注者の責任においてこれを遂行するものとする。なお、業務の詳細については発注者と十分な協議の上、決定するものとする。

別表 1 基準寝具類等一覧

患者用寝具(1組分)

項目	数量	色・柄等	交換 (洗濯・補修)	仕上げ条件等			年間借上 見込み数量
				アイロン	たたみ	消毒	
ベッドパッド	1	別途協議	1回/年 及び退院時・汚染時	—	○	○	27,010 組
肌掛布団	2	別途協議	1回/年 及び退院時・汚染時	—	○	○	
枕	1	別途協議	1回/年 及び退院時・汚染時	—	—	○	
包布	6	別途協議	1回/年 及び退院時・汚染時	○	○	○	
シーツ	3	別途協議	1回/年 及び退院時・汚染時	○	○	○	
枕カバー	3	別途協議	1回/年 及び退院時・汚染時	○	○	○	

※ 寝具等を紛失、大破損、汚染、焼害、その他の理由により返還できない場合は、相互間で善意を持って話し合い解決することとする。寝具類 1 点当たりの補償単価は、下表の価格を参考とする。

項目	数量	単 価
掛布団	1 枚	13,000 円
ベッドパッド	1 枚	4,000 円
毛 布	1 枚	4,000 円
肌 掛	1 枚	6,200 円
枕	1 枚	1,300 円
包 布	1 枚	2,000 円
シーツ	1 枚	1,500 円
枕カバー	1 枚	400 円